

## 令和5年度版 建築基準適合判定資格者の手引きの質疑（Q&amp;A）について

| No. | ページ | 該当箇所                            | 質問  | 回答  |
|-----|-----|---------------------------------|---|---|
| 1   | 140 | 令和4年 考査B<br>建築計画2<br>14 排煙設備の設置 | <p>・【店舗用倉庫1】</p> <p>令112条第19項第1号の規定を満たす特定防火設備で区画されているため、排煙設備の設置が除外される。</p> <p>とあります。</p> <p>問題の与条件(P129の②)には防火設備・特定防火設備は令112条第19項第2号に定める構造とありますが、店舗用倉庫1は設置除外とあるのは、誤りではありませんか。</p> | <p>建築基準法施行令第112条第19項第一号の特定防火設備と第二号の特定防火設備の違いは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第一号：常時閉鎖又は随時閉鎖（煙感連動又は熱感連動）</li><li>・第二号：常時閉鎖又は随時閉鎖（煙感連動のみ）</li></ul> <p>かつ、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するもの</p> <p>第二号の特定防火設備は第一号の規定を満たす特定防火設備であることから、平成12年建設省告示第1436号第四号ニ(1)の規定に該当し、排煙設備の設置が除外されます。</p> |